

Radiata Increase



FP2級
実技
資産設計提案業務
過去問解説
2022年9月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に、有償で公的年金の受給見込み額を計算した。

(イ)弁護士資格を有していないFPが、報酬を得て顧客の離婚問題における交渉代理人となり、FP業務の一環として法律的な判断に基づいて相手方との交渉を代行した。

(ウ)投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、独自の景気見通しを基に、有償で具体的な投資時期等を判断し、助言を行った。

(エ)税理士資格を有していないFPが、相続対策を検討している顧客に対し、有料の相談業務において、仮定の事例に基づく一般的な解説を行った。

【答え】

(ア) 適切

社会保険労務士業務は、労働社会保険諸法令に基づく申請書類の作成、提出手続きの代行、申告等の代理、帳簿書類の作成です。

社会保険労務士資格を有していないFPでも、**公的年金の受給見込み額の計算することは、社会保険労務士業務に抵触しません。**

(イ) 不適切

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってはいけません。

よって、本間の交渉代理人になることはできません。

(ウ) 不適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、投資助言・代理業・投資運用業を行ってはいけません。

よって、本間の投資助言は行うことはできません。

(エ) 適切

税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってはいけません。また、有償・無償にかかわらず税務相談を行うことができません。

ただし、**仮の事例や、一般的な税法の解説は行うことができます。**

問2

「消費者契約法」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.消費者が、商品を購入せずに退去したい旨を申し出たが、認められずに困惑して契約した場合で、購入場所が事業者の店舗であるときは、当該契約は取り消すことができる。
- 2.「販売した商品は、いかなる理由があっても、後から返品・キャンセルはできません」とした契約条項は無効である。
- 3.消費者契約法では、個人および法人を保護の対象としている。
- 4.消費者の努力義務として、契約に際して事業者から提供された情報を活用し、契約内容を理解することが求められている。

【答え】

1) 適切

消費者契約法とは、消費者と事業者と契約するとき、両者の間には情報の格差がある、その状況を踏まえて消費者の利益を守るための法律です。

消費者が誤認・困惑して契約した場合、事業者の店舗であっても消費者はその契約を取り消すことが可能です。

2) 適切

消費者の権利を一方的に不利になる契約の場合、契約条項は全部または一部は無効となります。

3) 不適切

消費者契約法の保護の対象は、個人のみとなります。
法人は保護の対象外です。

4) 適切

消費者契約法では、事業者だけでなく、消費者に対しても努力義務を定めています。

- ① 解釈に疑義が生じない明確なもので、かつ消費者にとって平易なものになるような配慮する義務。
- ② 消費者の知識および経験を考慮して上で、必要な情報を提供すること。

したがって正解は、3

【第2問】下記の(問3)~(問6)について解答しなさい。

問3 下記<資料>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<外国為替>	
ドル/円	1ドル= 113.86~113.87円
ユーロ/円	1ユーロ= 128.98~129.02円
ユーロ/ドル	1ユーロ= 1.1328~1.1329ドル
(17時、銀行間直物、日銀公表)	

<金利>	
新発10年国債利回り	0.130% (-0.010)
(365回債、日本相互証券、終値)	
無担保コール翌日物金利	-0.020% (+0.005)
(短資協会、加重平均、速報)	

<商品>	
金(1両)	6726円 (-33円)
原油(1キロ)	53560円 (-250円)
(日本取引所グループの期先清算値)	
<日経・J P X商品指数>02年=100	
工業品	408.35 (-5.88)
	407.64 (-6.10)

始値 27404円36銭 高値 27586円42銭(14時55分)
午前終値 27377円44銭 安値 27129円61銭(9時42分)

株式市場 (21日)	
◇日経平均ストラテジー指数	
(01年末=10000、騰落率は前日比)	
カバードコール	22762.60 -0.88%
リスクコントロール	20786.65 -0.55%
レバレッジ	23802.32 -1.80%
インバース	1353.41 +0.90%
ダブルインバース(01年末=100000)	
645.95 +1.80%	
◇東証2部などの売買データ	
	東証2部 ジャスデック
売買高(万株)	16070 5697
売買高上位10銘柄占有率(%)	89.2
売買代金(百万円)	28250 51272
売買単価(円)	175.7 899.8

東証2部 ジャスデック	
騰落銘柄数	
上場銘柄	473 692
売買成立	446 653
値上がり	125 179
値下がり	257 377
新値株(昨年来)	高値 0 安値 30
時価総額(億円)	55643 93297
普通株式数(百万株)	10111 9095
1株当たり時価(円)	550.28 1025.77
◇立会外市場(東証)	
売買高(千株)	135982
売買代金(百万円)	305561
◇空売り比率(東証)	47.7%

◇業種別日経平均(500種) (21日、円・%)	
業種	207.80 騰落幅 騰落率
水産	246.29 ▲1.60 ▲0.78
建設	1204.02 ▲9.24 ▲0.77
食品	1499.66 ▲4.04 ▲0.34
繊維	449.94 ▲21.29 ▲4.74
パルプ・紙	278.29 ▲0.23 ▲0.08
化学	1827.26 ▲1.30 ▲0.07
医薬	7094.47 ▲12.81 ▲0.18
石油	876.01 ▲3.24 ▲0.37
金属	2431.53 ▲16.20 ▲0.67
窯業・セラミクス	882.89 ▲13.70 ▲1.54
鉄鋼	196.70 ▲11.95 ▲6.08
非鉄・金属	518.32 ▲10.56 ▲2.04
機械	2480.62 ▲2.10 ▲0.08
電気機器	10348.04 ▲43.14 ▲0.42
造船	83.97 ▲206.54 ▲246.11
自動車	3417.50 ▲0.38 ▲0.01
輸送用機器	925.15 ▲56.83 ▲6.14
	▲22.24 ▲2.35
◇裁定取引に伴う現物株売買および残高	
	売り 買い
▽売買高	6,536 0
▽残高	
3月物	2,206 (408) 128,780 (122,309)

外為市場 (21日)	
◇円相場	
(銀行間直物、1ドル=円、売買高は前日、終値は17時、寄付は9時時点、日銀)	
	前日
終値	113.86~113.87 114.39~114.40
寄付	113.98~114.00 114.34~114.36
高値	113.63 114.03
安値	114.15 114.55
中心	113.83 114.28
直物売買高	52億6400万ドル
スワップ売買高	508億9500万ドル
◇名目実効為替レート指数	
日銀(1999年1月=100、前日分)	
日本円	96.79
日経インデックス(2015年=100)	
日本円	108.4
米ドル	105.9
ユーロ	108.3
◇主要通貨の対円レート	
(17時、東京金融取引所・FX)	
英ポンド/円	1ポンド=154.51~154.54円
豪ドル/円	1豪ドル=81.905~81.940円
スイスフラン/円	1スイスフラン=124.46~124.50円

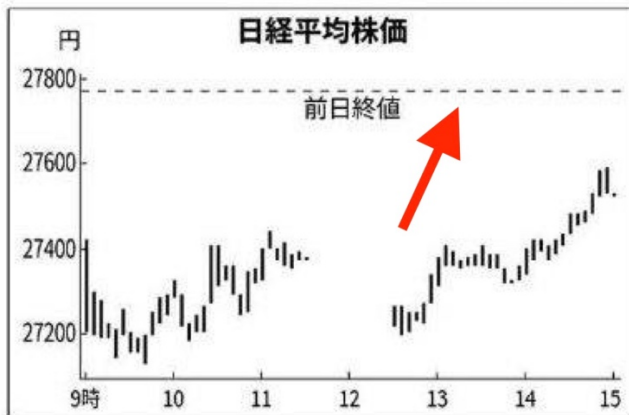
◇対顧客米ドル先物相場	
(三菱UFJ銀、円)	
	売り 買い
1月	114.84 112.82
2月	114.84 112.78
3月	114.83 112.74
4月	114.80 112.68
5月	114.75 112.61
6月	114.69 112.54
◇外為 対顧客電信売相場	
三菱UFJ銀(円)	
	前日
米ドル	114.84 115.31
ユーロ	130.18 131.26
カナダドル	92.51 93.03
英ポンド	158.70 159.74
スイスフラン	125.00 125.77
デンマーククローネ	17.59 17.73
ノルウェークローネ	13.17 13.33
スウェーデンクローナ	12.72 12.96
豪ドル	83.89 84.68
ニュージーランドドル	78.66 79.49
香港ドル	15.05 15.10
シンガポールドル	85.30 85.71
サウジアラビアリヤル	31.20 31.32
U.A.E.ディルハム	31.72 31.75
タイバーツ	3.53 3.57
インドルピー	1.69 1.70
パキスタンルピー	0.80 0.80
クウェートディナール	384.21 386.76

債券市場 (21日)	
◇新発10年国債(店頭売買参考統計値)	
利回り(終値)	前日比
365回債	0.130% -0.010
(日本証券業協会発表、業者平均、単利)	
◇日経公社債インデックス	
短期債	0.44
中期債	0.25
長期債	0.47
◇日経国債インデックス	
(算出不能、未着はー)	
◇公社債店頭売買参考統計値	
(証券の利回りは単利、その他は複利)	
銘柄	償還 利率 平均値 平均値
	年月 (%) 利回り (%)
国債	
国庫短期証券1050	22/4 - 100.02 ▲0.095
国庫短期証券1049	22/7 - 100.04 ▲0.100
国庫短期証券1046	22/12 - 100.09 ▲0.100
中国432(2)	24/1 0.005 100.15 ▲0.072

1. 21日の日経平均株価は、前営業日(の終値)に比べてマイナスで推移した。
2. 21日の債券市場では、新発10年国債の価格(終値)は前営業日に比べて下落した。
3. 21日の無担保コール翌日物金利(速報)は、前営業日に比べて上昇した。
4. 21日の外国為替市場の円相場(終値)は、米ドルに対し前営業日より円高であった。

【答え】

1) 適切



左上のグラフを見ると、前日終値の点線よりチャートが低く推移しているの
で、前日よりも価格が下がっていることがわかります。
よって、21日の日経平均株価は、前営業日(の終値)と比べてマイナスになっ
ていることになります。

2) 不適切

<外国為替>			
ドル/円	1ドル	=	113.86～113.87円
ユーロ/円	1ユーロ	=	128.98～129.02円
ユーロ/ドル	1ユーロ	=	1.1328～1.1329ドル
(17時、銀行間直物、日銀公表)			
<金利>			
新発10年国債利回り	0.130%	(-0.010)	
(365回償、日本相互証券、終値)			
無担保コール翌日物金利	-0.020%	(+0.005)	
(短資協会、加重平均、速報)			
<商品>			
金(1両)	6726円	(-33円)	
原油(1キロ)	53560円	(-250円)	
(日本取引所グループの期先清算値)			
<日経・JPX商品指数>02年=100			
	408.35	(-5.88)	
工業品	407.64	(-6.10)	

右上の<金利>新発10年国債利回りは、-0.010と記載されているので、前営業日と比べて-0.01%下落したことがわかります。金利と債券価格は逆の動きをします。市場金利が下がると債券価格は上がるため、**国債の価格は上昇**したことがわかります。

3) 適切

<外国為替>		
ドル/円	1ドル=	113.86~113.87円
ユーロ/円	1ユーロ=	128.98~129.02円
ユーロ/ドル	1ユーロ=	1.1328~1.1329ドル
(17時、銀行間直物、日銀公表)		
<金利>		
新発10年国債利回り	0.130%	(-0.010)
(365回債、日本相互証券、終値)		
無担保コール翌日物金利	-0.020%	(+0.005)
(短資協会、加重平均、速報)		
<商品>		
金(1两)	6726円	(-33円)
原油(1キロ)	53560円	(-250円)
(日本取引所グループの期先清算値)		
<日経・JPX商品指数>02年=100		
	408.35	(-5.88)
工業品	407.64	(-6.10)

右上の<金利>無担保コール翌日物金利は、-0.020% (+0.005)と記載されています。

よって、前営業日と比べて+0.005%上昇したことになります。

※無担保コール翌日物とは

無担保コール市場は、銀行や証券会社などの金融機関が無担保で億単位の資金を貸し借りしている市場で、コール市場と呼ばれています。

無担保コール翌日物は、コール市場の代表的な取引で、1日で満期を迎える超短期の資金調達や資金供給を、借り手が貸し手に対して担保を預けずに行う取引のことです。

4) 適切

外為市場		(21日)
◇円相場		
(銀行間直物、1ドル=円、売買高は前日、)		
(終値は17時、寄付は9時時点、日銀)		
		前日
終値	113.86-113.87	114.39-114.40
寄付	113.98-114.00	114.34-114.36
高値	113.63	114.03
安値	114.15	114.55
中心	113.83	114.28
直物売買高		52億6400万ドル
スワップ売買高		508億9500万ドル
◇名目実効為替レート指数		
日銀 (1999年1月=100、前日分)		
日本円		96.79
日経インデックス (2015年=100)		
日本円		108.4
米ドル		105.9
ユーロ		108.3
◇主要通貨の対円レート		
(17時、東京金融取引所・FX)		
英ポンド/円	1ポンド=	154.51~154.54円
豪ドル/円	1豪ドル=	81.905~81.940円
スイスフラン/円	1スイスフラン=	124.46~124.50円

左下の〈外為市場〉

21日の米ドル/円相場の終値は、113.86-113.87

前日114.39-114.40と記載されています。

21日と前日を比べると米ドル/円の価格は下落していることになります。

よって、114円で買えていたものが113円で買えることになったため、円の価値は上がったことになり、ドル安円高となります。

したがって正解は、2

問4

下記の〈資料〉に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

販売用資料

円建て新発債券のご案内

R A株式会社 第2回無担保社債（劣後特約付）

期間：5年 利率：年2.55%（税引前）

募集期間：2022年8月25日～2022年9月14日

【募集要項】

＜発行価格＞額面100円につき100円

＜償還日＞2027年9月15日

＜お申込単位＞100万円単位

＜格付＞BBB（S&P）

＜受渡日＞2022年9月15日

＜利払日＞毎年3月15日・9月15日

（以下省略）

- 1.この社債は、投資適格債である。
- 2.この社債は、NISA(少額投資非課税制度)の対象外である。
- 3.この社債を新規発行で100万円額面購入する場合、100万円に募集手数料を加えた金額を支払う。
- 4.一般に劣後特約付債券は、発行体の破産手続きなどが行われる場合、普通社債よりも支払い順位が劣る。

【答え】

1) 適切

債券の信用格付けとは、国や企業など発行する債券の将来における元本の支払いや利息の支払いが確実に履行されるかどうかを評価し、リスクの度合いを示します。

●格付けは「AAA」や「D」などのアルファベットで表す。

投資適格	AAA→信用リスクが最も低い、安全とされる債券。
	AA
	BBB
投資不適格	BB
	B
	CCC
	CC
	C
	D→信用リスクが高い、利払いや償還が約束通りに行われないデフォルトリスク(債務不履行リスク)がある。

本問では、〈格付け〉BBBと記載されているため、投資適格債となります。

2) 適切

公社債や公社債投資信託は、NISAの対象外です。

3) 不適切

新発債の価格は、募集手数料が含まれているため、購入する際は、手数料はかかりません。

4) 適切

劣後債は、普通社債より債務弁済が後回しになります。

したがって正解は、3

問5

安藤さんは、将来のために、つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)を活用して投資を始めることを検討しており、FPの皆川さんに質問をした。つみたてNISAに関する 次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)「つみたてNISAで購入できる金額(非課税投資枠)は年間40万円までで、その年の非課税投資枠の未使用分は翌年以降に繰り越すことができます。」

(イ)「対象商品は長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)で、毎月分配型も含まれます。」

(ウ)「一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益が、最長20年間非課税となります。」

(エ)「投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は元本の払い戻しに相当し、そもそも非課税であり、つみたてNISAの非課税のメリットを享受できません。」

【答え】

1) 不適切×

積立NISAの年間非課税投資枠は40万円です。

未使用分は、翌年以降に繰り越すことはできません。

2) 不適切×

つまりNISAの投資対象は、一定要件を備えた投資信託です。

「販売手数料がかからない」「毎月分配型ではない」などの要件があります。

3) 適切○

つまりNISAの非課税期間は最長20年間です。

4) 適切○

投資信託の分配金は2つあります。

普通分配金は、運用により生じた利益から支払われるため課税されますが、元本払戻金(特別分配金)は、投資した元本が一部払い戻されたもので、利益が出ているわけではないため、非課税となります。

NISAは運用益が非課税になるメリットがありますが、元本払戻金(特別分配金)が分配金として支払われてもメリットはありません。

問6

2022年5月18日、QZ株式会社(以下「QZ社」という)は、QA株式会社(以下「QA社」という)を吸収合併した。下記<資料>は、井川さんが同一の特定口座内で行ったQA社とQZ社の株式取引等に係る明細である。井川さんが2022年9月9日に売却したQZ社の1,000株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。

取引日等	取引種類等	銘柄	株数 (株)	約定単価 (円)
2020年 9月17日	買付	QA社	3,000	2,520
2021年11月 5日	買付	QA社	2,000	3,060
2022年 5月18日	会社合併 比率 QA社 : QZ社 1 : 1.2	—	—	—
2022年 9月 9日	売却	QZ社	1,000	2,650

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

1. 2,280円
2. 2,520円
3. 2,650円
4. 2,736円

【答え】

取引日等	取引種類等	銘柄	株数 (株)	約定単価 (円)
2020年 9月17日	買付	QA社	3,000	2,520
2021年11月 5日	買付	QA社	2,000	3,060
2022年 5月18日	会社合併 比率 QA社 : QZ社 1 : 1.2	—	—	—
2022年 9月 9日	売却	QZ社	1,000	2,650

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

[買い付け合計]

・2020年9月17日

$3,000株 \times 2,520円 = 7,560,000円$

・2021年11月5日

$2,000株 \times 3,060円 = 6,120,000円$

合計 = $7,560,000円 + 6,120,000円 = 13,680,000円$

[会社合併]

QA社 : QZ社 = 1 : 1.2

合併により、QA社の株式1株に対して、QZ社の株式が1.2株割り当てられます。つまり保有株数が1.2倍になることになります。

$3,000株 + 2,000株 = 5,000株$

$5,000株 \times 1.2 = 6,000株$

●2022年9月9日の売却時点のQZ社の1株あたりの取得価格

$13,680,000円 \div 6,000株 = 2,280円$

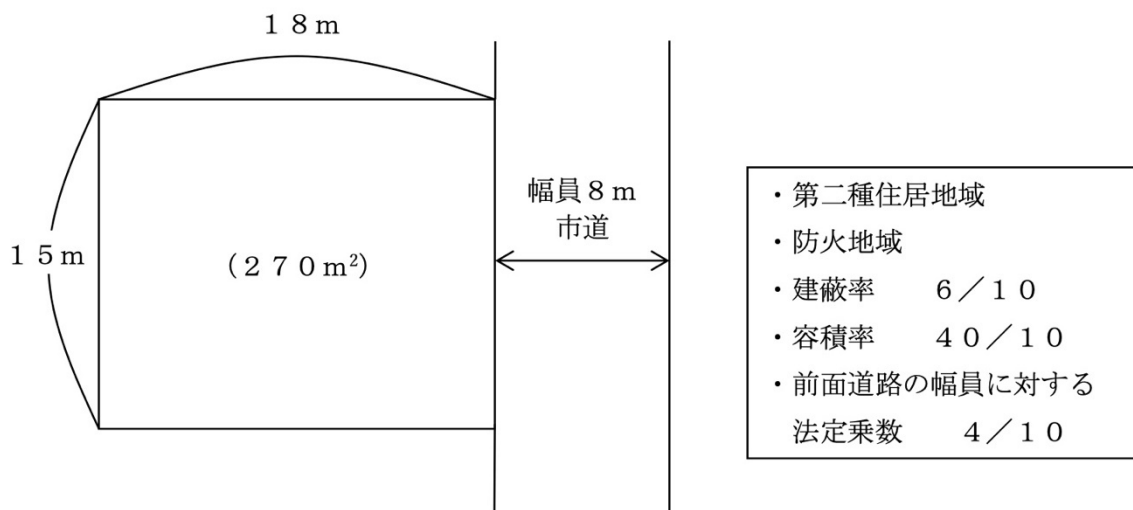
したがって正解は、1

【第3問】下記の(問7)~(問10)について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記〈資料〉の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度(ア)と延べ面積(床面積の合計)の最高限度(イ)の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、〈資料〉に記載のない条件は一切考慮しないこと。

〈資料〉



1.(ア)162m² (イ)1080m²

2.(ア)189m² (イ) 864m²

3.(ア)162m² (イ) 864m²

4.(ア)189m² (イ)1080m²

【答え】

(ア) 建築面積の最高限度

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

・指定建ぺい率60%+防火地域内にある耐火建築物10%=70%

[建築面積の上限の計算式]

建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

$$270\text{m}^2 \times 70\% = 189\text{m}^2$$

(イ) 延べ面積の最高限度

[計算式]

延べ面積の上限=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

$8\text{m} \times 4/10 = 3.2 = 320\% > \text{指定容積率} 400\%$

$270\text{m}^2 \times 320\% = 864\text{m}^2$

したがって正解は、2

問8

羽田さんは、所有しているアパートを貸すに当たり、FPの近藤さんに借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄(ア)~(エ)に入る最も適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		(ア)	(イ)
契約の更新		賃貸人に正当事由がない限り更新される	(ウ)
契約期間	1年未満の場合	(エ)	1年未満の契約期間を定めることもできる
	1年以上の場合	制限はない	制限はない

<語群>

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 制限はない | 2. 公正証書等の書面による |
| 3. 賃貸人に正当事由がない限り更新される | 4. 期間満了により終了し、更新されない |
| 5. 期間の定めのない契約とみなされる | 6. 1年の契約期間とみなされる |

【答え】

	普通借家契約	定期借家契約
契約の締結	制限なし(口頭・書面どちらでも契約できる。)	書面で契約(公正証書でなくても可能)
契約の存続期間	1年以上。 1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされる。	契約で定めた期間。 1年未満の契約でも契約期間と認められる。
更新	自動更新	更新されず終了 ※貸主の正当事由は不要
解約の条件	期間終了によって契約も終了。借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。	契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければならない。もし通知をしなければ契約終了を借主に対抗できない。

(ア) 1.制限はない

普通借家契約は、契約方法に**制限はありません**。(口頭・書面どちらでも契約できます。)

(イ) 2.公正証書等の書面による

定期借家契約は、書面で契約しなければなりません。(公正証書でなくても可能)

(ウ) 4.期間満了により終了し、更新されない。

定期借家契約は、**期間満了により終了し更新されません**。

(エ) 5.期間の定めのない契約とみなされる

普通借家契約の1年未満の契約は「**期間の定めのない賃借権**」とみなされます。

問9

飯田さんは、100㎡ほどの土地付き中古一戸建て住宅の購入を検討しており、FPで税理士でもある浅見さんに不動産にかかる税金について質問をした。下記の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

浅見さん：「土地や家屋を保有している間は、毎年固定資産税がかかります。また、その住宅が市街化区域内にある場合には、都市計画税もかかります。どちらも固定資産課税台帳登録価格、いわゆる固定資産税評価額に対して、特例が適用される場合は適用し、課税標準を計算します。」

飯田さん：「私が購入を検討している住宅に適用できる特例には、どのようなものがありますか。」

浅見さん：「一戸当たり200㎡以下の小規模住宅用地については、課税標準額を、固定資産税では固定資産税評価額の（ア）、都市計画税では固定資産税評価額の（イ）とする特例が適用できます。」

飯田さん：「それぞれ税率はどれぐらいですか。」

浅見さん：「固定資産税の税率は、課税標準額に対して（ウ）を標準としますが、市町村（東京23区内は都）の条例で異なる税率にすることができ、標準税率を超えることもできます。」

<語群>

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の1 | 3. 5分の1 |
| 4. 6分の1 | 5. 10分の1 | |
| 6. 1.0% | 7. 1.4% | 8. 3.0% |

【答え】

(ア) 4. 6分の1

固定資産税の課税標準の特例

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準×1/6
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準×1/3

住宅用地の課税標準の特例では200㎡までに係る課税標準を6分の1になります。

(イ) 2. 3分の1

固定資産税の課税標準の特例

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準×1/6
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準×1/3

都市計画税には住宅用地の課税標準の特例が当てはまり、200㎡超に係る課税標準を3分の1になります。

(ウ) 7. 1.4%

固定資産税の標準税率は1.4%です。

問10

下記〈資料〉は、天野さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の表面利回り(年利)と実質利回り(年利)の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、〈資料〉に記載のない事項については一切考慮しないこととし、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入すること。

〈資料〉

購入費用総額：3,000万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）

想定される収入：賃料 月額130,000円

想定される支出：

管理費・修繕積立金 月額20,000円

管理業務委託費 月額 5,000円

火災保険料 年額15,000円

固定資産税等税金 年額50,000円

修繕費 年額30,000円

1. 表面利回り（年利）：5.20％ 実質利回り（年利）：3.88％
2. 表面利回り（年利）：5.20％ 実質利回り（年利）：0.40％
3. 表面利回り（年利）：4.20％ 実質利回り（年利）：3.88％
4. 表面利回り（年利）：4.20％ 実質利回り（年利）：0.40％

【答え】

表面利回り	諸経費を考慮しないで計算するため、計算は簡単だが、正確性は低い。
	表面利回り= 年間家賃収入÷物件価格×100

- ・年間家賃収入=130,000円×12ヶ月=1,560,000円
- ・物件価格(消費税・仲介手数料等取得費用含む)=3,000万円

表面利回り=1,560,000円÷30,000,000円×100=5.20%

実質利回り	購入時の諸経費や年間の諸経費を計算に加えます。
	実質利回り= (年間家賃収入-年間諸経費)÷(物件購入価格-購入時諸経費)×100

[年間諸経費]

- ・管理費・修繕積立金:2万円×12ヶ月=24万円
- ・管理業務委託費:5,000円×12ヶ月=6万円
- ・火災保険料:15,000円
- ・固定資産税等税金:5万円
- ・修繕費年額:3万円

合計39.5万円

実質利回り=(156万円-39.5万円)÷3000万円×100=3.883...%
(小数点以下第3位四捨五入)=3.88%

したがって正解は、1

問11

大垣正浩さん(59歳)が保険契約者(保険料負担者)および被保険者として加入している生命保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、正浩さんはこれまでに<資料>の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料/保険証券1>

保険証券番号 ××-××××××		保険種類 定期保険特約付終身保険	
保険契約者	大垣 正浩 様	保険契約者印 	契約日：1999年6月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××, ×××円
被保険者	大垣 正浩 様 契約年齢：36歳 男性 1963年5月1日生		
死亡保険金受取人	大垣 絵美 様 (妻)		
ご契約内容			
主契約の内容	保険期間	保険金額	
終身保険	終身	保険金額 500万円	
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額	
定期保険特約	60歳	保険金額 3,000万円	
特定疾病保障定期保険特約	60歳	保険金額 500万円	
傷害特約 (本人・妻型)	60歳	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。 ◇妻の場合は、本人の災害死亡保険金・障害給付金の6割の金額になります。	
災害入院特約 (本人・妻型)	80歳	日額 5,000円 ◇ケガで5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。	
疾病入院特約 (本人・妻型)	80歳	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。	
生活習慣病入院特約 (本人型)	80歳	日額 5,000円 ◇生活習慣病で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇生活習慣病で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。	
裏書事項			
2001年12月1日にリビング・ニーズ特約を中途付加しました。 (死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求できます。なお、傷害特約は、この特約による保険金の支払い対象となりません。) 保険証券番号××-××××××			承認 PA生命

<資料／保険証券２>

終身がん保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	大垣 正浩 様 1963年5月1日生 男性	保険契約者印 	◇契約日 1999年8月1日
被保険者	大垣 正浩 様 1963年5月1日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 大垣 正浩 様 死亡給付金 大垣 絵美 様（妻）	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 終身
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
がん診断給付金	初めてがんと診断されたとき	100万円	毎回 △,△△△円 [保険料払込方法] 月払い
がん入院給付金	1日目から日額	1万円	
がん手術給付金	1回につき	20万円	
がん死亡給付金	がんによる死亡	20万円	
死亡給付金	がん以外による死亡	10万円	

- ・ 正浩さんが現時点で、網膜剥離（加齢・近視が原因）で8日間継続して入院し、約款所定の手術（給付倍率10倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 正浩さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため12日間継続して入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 正浩さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

※約款所定の手術は定期保険特約付終身保険および終身がん保険ともに該当するものである。

【答え】

主契約の内容	保険期間	保険金額
終身保険	終身	保険金額 500万円
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
定期保険特約	60歳	保険金額 3,000万円
特定疾病保障定期保険特約	60歳	保険金額 500万円
傷害特約 (本人・妻型)	60歳	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金（保険金額の100%～10%）を支払います。 ◇妻の場合は、本人の災害死亡保険金・障害給付金の6割の金額になります。
災害入院特約 (本人・妻型)	80歳	日額 5,000円 ◇ケガで5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
疾病入院特約 (本人・妻型)	80歳	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍、20倍、40倍）を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
生活習慣病入院特約 (本人型)	80歳	日額 5,000円 ◇生活習慣病で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 ◇生活習慣病で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍、20倍、40倍）を支払います。 ◇同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。

(ア) 7(万円)

＜保険証券1＞

網膜剥離は視力が低下する病気ですので、疾病入院特約が対象です。
疾病入院特約は入院5日目から保障されるため、「8日-4日=4日」が支払い対象日数となります。

・疾病入院特約(入院給付金)
5,000円×4日=2万円

・疾病入院特約(手術給付金)
5,000円×10倍=5万円

※＜保険証券2＞からの支払いはありません。

合計=2万円+5万円=7万円

(イ) 680 (万円)

<保険証券1>

がんは、「特定疾病保障定期保険特約」と「生活習慣病入院特約」が対象となります。

●特定疾病保障定期保険特約は、がん、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

●生活習慣病入院特約は、がん・心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・糖尿病など所定の生活習慣病が対象です。

本問では、入院5日目から保障されるため、「12日-4日=8日」が支払い対象日数となります。

- ・特定疾病保障定期保険特約:500万円
 - ・疾病入院特約(入院給付金)
 $5,000円 \times 8日 = 4万円$
 - ・疾病入院特約(手術給付金)
 $5,000円 \times 40倍 = 20万円$
 - ・生活習慣病入院特約(入院給付金)
 $5,000円 \times 8日 = 4万円$
 - ・生活習慣病入院特約(手術給付金)
 $5,000円 \times 40倍 = 20万円$
- 合計=548万円

<保険証券2>

- ・がん診断給付金:1000万円
 - ・がん入院給付金(1日目から支給)
 $1万円 \times 12日 = 12万円$
 - ・がん手術給付金:20万円
- 合計=132万円

<保険証券1>・<保険証券2>の支払い合計

548万円+132万円=680万円

(ウ) 4,510 (万円)

＜保険証券1＞

- ・終身保険:500万円
 - ・定期保険特約:3,000万円
 - ・特定疾病保障定期保険特約:500万円
 - ・傷害特約:500万円
- 合計:4,500万円

＜保険証券2＞

死亡給付金:10万円

＜保険証券1＞・＜保険証券2＞の支払い合計

4,500万円+10万円=4,510万円

問12

下記<資料>の個人年金保険に関する次の(ア)~(エ)に関する記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、青山和也さんが加入している個人年金保険は下記<資料>の契約のみとし、契約は有効に継続しており、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、保険料はすべて和也さんが負担しており(2022年12月分まで支払い済みとする)2022年中の配当はないものとする。また生命保険料控除の金額についてはその年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

[個人年金保険 保険証券 (一部抜粋)]	
保険契約者：青山 和也 様 被保険者：青山 和也 様 (契約年齢：35歳) 年金受取人：青山 和也 様 死亡給付金受取人：青山 佐織 様 (妻)	契約日：2019年9月1日 保険料払込期間：60歳払込満了 保険料：8,600円 (月払い) *税制適格特約付加
◆ご契約内容 基本年金額：30万円 (60歳年金支払開始・10年確定年金)	

<所得税の生命保険料控除額 (速算表) >

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払保険料の全額
25,000円 超 50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払保険料の全額
20,000円 超 40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

(ア)和也さんの2022年分の所得税の個人年金保険料控除額は、40,000円である。

(イ)和也さんが契約日から6年後に解約して一時金で受け取る解約返戻金による所得は、雑所得として課税の対象となる。

(ウ)和也さんが年金受取り開始前に死亡した場合、佐織さんが受け取る死亡給付金は、相続税の課税対象となる。

(エ)和也さんが毎年受け取る年金による所得は、一時所得として課税の対象となる。

【答え】

(ア) 適切

保険料)月払い)8,600円×12ヶ月=103,200円

[2012年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除額]

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

103,200円は、80,000円超に該当し、控除額は40,000円となります。

(イ) 不適切

解約返戻金を得て利益が出た場合は所得税(一時所得)・住民税の課税対象となります。

本問の個人年金保険は月払いですので、一時所得になります。

(ウ) 適切

死亡保険金に対する税金

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

契約者と被保険者が同一である死亡給付金は、相続税の課税対象となります。

(エ) 不適切

個人年金保険から毎年受け取る年金は、雑所得として課税対象となります。

問13

宇野陽平さん(48歳)は、下記<資料>の自動車保険に加入している。下記<資料>に基づき、FPの布施さんが行った次の(ア)~(エ)の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を 解答欄に記入しなさい。なお、<資料>に記載のない特約については考慮しないものとする。

自動車保険証券

保険契約者		賠償被保険者 (表示のない場合は契約者に同じ)
住所	×××× ○-○○	
氏名	宇野 陽平 様	

運転者年齢条件	35歳以上補償／ 35歳以上の方が運転中の事故を補償します。
---------	-----------------------------------

証券番号	××-×××××
------	----------

保険期間	2022年 1月15日 午後4時から 2023年 1月15日 午後4時まで 1年間	合計保険料	△△, △△△円
------	---	-------	----------

被保険自動車	
登録番号	東京 ○○○ に ××××
車体番号	△△△-△△△△△
車名	×××
用途車種	自家用小型乗用
適用している割増・割引	ノンフリート契約 12等級
安全装置	エアバッグ ABS

補償種目・免責金額（自己負担額）など			保険金額
車両	免責金額	1回目 0円	一般車両保険（一般条件） 150万円
		2回目 10万円	
対人賠償（1名につき）			無制限
無保険車傷害			人身傷害で補償されます
自損事故傷害			人身傷害で補償されます
対物賠償	免責金額	0円	無制限
人身傷害（1名につき）	搭乗中のみ担保		1億円
搭乗者傷害（1名につき）			補償されません
その他の補償			
弁護士費用特約			補償されます 300万円
ファミリーバイク特約			補償されます（対人・対物に同じ）
事故付随費用特約			補償されません

(ア)「陽平さんと同居している陽平さんの長女(21歳・未婚)が被保険自動車を運転中、他人にケガをさせ法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となります。」

(イ)「陽平さんが被保険自動車で旅行中に駐車場で落書きをされ、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故はノンフリート等級別料率制度における「ノーカウント事故」に該当します。」

(ウ)「陽平さんが被保険自動車を運転中、他人が運転する自動車と衝突し、陽平さんがケガをした場合、過失割合にかかわらず陽平さんの損害に対して保険金を受け取ることができます。」

(エ)「陽平さんが所有する原動機付自転車(50cc)を陽平さんの妻(45歳)が運転中、他人にケガをさせ法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となります。」

【答え】

(ア) 不適切

資料より「運転者年齢条件・35歳以上の方が運転中の事故を補償します」と記載されています。

運転者年齢条件	35歳以上補償／ 35歳以上の方が運転中の事故を補償します。
---------	-----------------------------------

よって、長女は21歳のため、**補償の対象とはなりません**。

(イ) 不適切

ノーカウント事故とは、保険を使っても、事故がなかった時と同様に、翌年の契約の等級が1級上がる事故です。

人身傷害・搭乗者傷害・などがノーカウント事故に該当します。

落書き・盗難・台風による損害・などは1等級ダウン事故となりますので、本問はノーカウント事故ではありません。

(ウ) 適切

人身傷害賠償保険は、事故が起きて加入者がケガを負った際、**過失割合に関係なく**損害分の保険金が支払われます。

(エ) 適切

ファミリーバイク特約とは、本人または同居の親族・別居の未婚の子などが原動付自転車を使用中などに生じた事故を補償されます。

陽平さんの妻が原動付自転車を運転中に他人にケガをさせた場合、ファミリーバイク特約の**補償対象**となります。

問14

FPの阿久津さんが行った生命保険の指定代理請求特約の説明に関する下記の記述について、空欄(ア)~(エ)に入る語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、契約者と被保険者は別人物であるものとし、被保険者と保険金、給付金の受取人は同一人物であるものとする。

- ・ 入院給付金や特定疾病保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約の受取人は本来（ ア ）ですが、疾病等により意思表示できない等の特別な事情がある場合、あらかじめ指定した者が指定代理請求人として（ ア ）の代わりに保険金、給付金の請求を行うことができます。
- ・ 指定代理請求特約を付加するに当たって特約保険料は（ イ ）。また、指定代理請求人は保険期間の途中で（ ウ ）。
- ・ 指定代理請求人は（ ア ）の同意を得て（ エ ）が指定します。

1. (ア) 契約者 (イ) 必要です (ウ) 変更できません (エ) 被保険者
2. (ア) 被保険者 (イ) 必要です (ウ) 変更できません (エ) 契約者
3. (ア) 契約者 (イ) 不要です (ウ) 変更できます (エ) 被保険者
4. (ア) 被保険者 (イ) 不要です (ウ) 変更できます (エ) 契約者

【答え】

(ア) 被保険者

入院給付金や特定疾病保険金、高度傷害保険金、リビングニース特約の受取人は、**被保険者**となります。

(イ) 不要です

指定代理請求人とは、被保険者が高度障害保険金や給付金を自身が請求できない約款所定の事情があるときに、代理として請求を行える人のことです。

指定代理請求特約に係る保険料は、**不要**です。

(ウ) 変更できます

指定代理請求人は保険期間の途中で**変更可能**です。

(エ) 契約者

指定代理請求人は被保険者の同意を得て**契約者**が指定します。

したがって正解は、4

【第5問】下記の(問15)~(問18)について解答しなさい。

問15

会社員の平尾さんは、2022年6月末に勤務先を退職した。平尾さんの退職に係るデータが下記〈資料〉のとおりである場合、平尾さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、平尾さんは、勤務先の役員であったことはなく、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。また、退職は障害者になったことに基因するものではない。

〈資料：平尾さんの退職に係るデータ〉

支給される退職一時金	1,300万円
勤続期間	23年3ヵ月

1. 110万円
2. 145万円
3. 220万円
4. 290万円

【答え】

＜資料：平尾さんの退職に係るデータ＞

支給される退職一時金	1,300万円
勤続期間	23年3ヵ月

[退職所得の計算式]

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

[退職所得控除額の計算式]

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

勤続年数は、23年3ヶ月ですので、1年切り上げて24年で計算します。

$$\text{退職所得控除} = 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (24\text{年} - 20\text{年}) = 1,080\text{万円}$$

$$\text{退職所得} = (1,300\text{万円} - 1,080\text{万円}) \times 1/2 = 110\text{万円}$$

したがって正解は、1

問16

給与所得者の井上純さん(41歳)は、妻の恵さん(40歳)と生計を一にしている。純さんと恵さんの2022年分の所得の状況が下記〈資料〉のとおりである場合、純さんの所得税の計算上、配偶者控除または配偶者特別控除として控除される金額として、正しいものはどれか。なお、記載されている事項以外については、考慮しないものとする。

〈資料〉

井上純さん：給与収入 920万円

恵さん：パート収入 50万円

〈給与所得控除額の速算表〉

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－ 10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋ 8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋ 44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円

〈配偶者控除額（所得税）の早見表〉

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額 \ 納税者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円

- 1.配偶者控除 26万円
- 2.配偶者控除 38万円
- 3.配偶者特別控除 26万円
- 4.配偶者特別控除 38万円

【答え】

配偶者控除と配偶者特別控除はどちらか一方しか受けることはできません。

●配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が**48万円以下**で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

●配偶者特別控除

配偶者に48万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。

配偶者が、次の要件全てに当てはまること。

- ・民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)。
- ・控除を受ける人と生計を一にしていること。
- ・その年に青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けていないこと
又白色申告者の事業専従者でないこと。

生計を一にする配偶者の年間の合計所得金額が**48万円超133万円以下**であること。

[本問の場合]

<資料>

井上純さん：給与収入 920万円

恵さん：パート収入 50万円

●恵さんのパート収入は50万円ですので、給与所得控除55万円が適用されると0円となりますので、**配偶者控除の対象**となります。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円

●納税者である井上純さんの給与収入920万円は、給与所得控除195万円となり、給与所得725万円となり、900万円以下となります。

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

●控除対象配偶者は70歳未満・老人控除対象配偶者は70歳上です。
恵さんは40歳ですので、控除対象配偶者となります。
よって、控除対象配偶者の900万円以下に該当しますので、**38万円**の配偶者控除となります。

したがって正解は、2

問17

山岸健太さん(72歳)の2022年の収入等が下記のとおりである場合、山岸さんの2022年分の所得税における公的年金等控除額として、正しいものはどれか。

<2022年分の収入等>

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）（注1）	340万円
生命保険の満期保険金（注2）	650万円
その他の所得金額（注3）	875万円

（注1）老齢厚生年金および企業年金は、公的年金等控除額を控除する前の金額である。

（注2）生命保険は、保険期間30年の養老保険であり、保険契約者・保険料負担者・満期保険金受取人は山岸さんである。保険料の総額は400万円で、満期保険金は一時金で受け取っている。
なお、契約者配当については考慮しないこととする。

（注3）全額が公的年金等に係る雑所得以外の所得である。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

1. 110万円
2. $340\text{万円} \times 25\% + 27.5\text{万円} = 112.5\text{万円}$
3. $(340\text{万円} + 650\text{万円} - 400\text{万円}) \times 15\% + 68.5\text{万円} = 157\text{万円}$
4. $(340\text{万円} + 650\text{万円}) \times 5\% + 145.5\text{万円} = 195\text{万円}$

【答え】

＜2022年分の収入等＞

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）（注1）	340万円
生命保険の満期保険金（注2）	650万円
その他の所得金額（注3）	875万円

2022年分の収入のうち、「生命保険の満期保険金」と「その他の所得金額」は、公的年金等に係る雑所得ではありません。
よって本問では、「老齢厚生年金および企業年金:340万円」のみが公的年金等に係る雑所得に該当します。

＜公的年金等控除額の速算表＞

65歳以上の者	330万円 以下		110万円
	330万円 超	410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超	770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超	1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超		195.5万円

山岸さんは72歳ですので、納税者区分は65歳以上の者となり、「老齢厚生年金および企業年金:340万円」ですので、公的年金等の収入金額は330万円超410万円以下に該当します。

公的年金等控除額=340万円×25%+27.5万円=112.5万円

したがって正解は、2

問18

事業所得者である馬場さんは、2022年の事業所得において他の所得と損益通算をしても、なお控除しきれない損失(純損失)が100万円くらい発生しそうである。前年度の所得が1,000万円あったので、FPで税理士でもある藤原さんに相談をした。馬場さんの所得税の申告に関する次の記述の空(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

一般的な話として、2022年に生じた純損失がある場合、2021年分の所得税について(ア)を受けられる制度があります。この制度は、その前年において(イ)を提出し、かつ、純損失が生じた年の(ウ)を提出期限までに提出している場合に限り認められます。馬場さんは所得税の確定申告書(確定損失申告書)を、2023年(ウ)に申告することで期限内申告書を提出したことになります。

1. (ア) 繰り戻しによる還付
 - (イ) 白色申告書または青色申告書
 - (ウ) 2月1日から3月15日まで
2. (ア) 繰越控除
 - (イ) 青色申告書
 - (ウ) 2月1日から3月15日まで
3. (ア) 繰り戻しによる還付
 - (イ) 青色申告書
 - (ウ) 2月16日から3月15日まで
4. (ア) 繰越控除
 - (イ) 白色申告書または青色申告書
 - (ウ) 2月16日から3月15日まで

【答え】

(ア) 繰り戻しによる還付

青色申告者は純損失が生じた場合、翌年以降3年間にわたって繰り越し控除できます。

また、前年にも青色申告をしている場合には、その年の純損失の金額の全部または一部を前年分に繰り戻して、**前年分の所得税額の還付を受けることもできます。**

(イ) 青色申告書

純損失の繰越しや繰戻し還付が可能なのは、**青色申告者に限られます。**

(ウ) 2月16日から3月15日まで

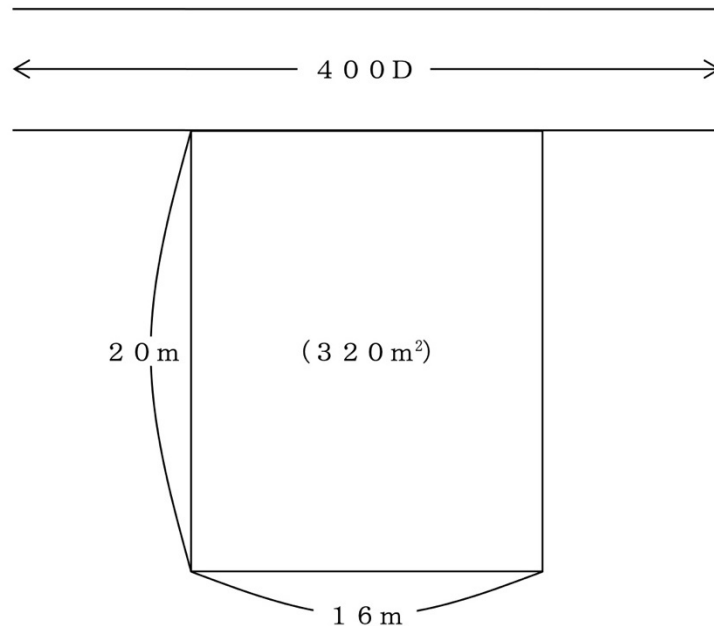
所得税の確定申告期限は、翌年**2月16日から3月15日まで**です。

したがって正解は、3

【第6問】下記の(問19)~(問21)について解答しなさい。

問19

下記<資料>の宅地(貸家建付地)に係る路線価方式による相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。



注1：奥行価格補正率 1.00

注2：借地権割合 60%

注3：借家権割合 30%

注4：この宅地には宅地所有者の所有する賃貸アパートが建っており、現在すべて賃貸中となっている。

注5：その他の記載のない条件は一切考慮しないものとする。

1. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2$
2. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times 60\%$
3. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times (1 - 60\%)$
4. $400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$

【答え】

貸家建付地 →自己所有の土地に自己所有の 貸家が建っていること	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合× 借家権割合×賃貸割合)
---------------------------------------	--

資料より

- ・奥行価格補正率1.00
- ・借地権割合60%
- ・借家権割合30%
- ・賃貸割合100%(全て賃貸中のため賃貸割合100%となる)

●自用地評価額

路線価図400Dは、400千円・借地権割合60%を意味します。

$$\begin{aligned}\text{自用地評価額} &= \text{路線価} \times \text{奥行価格補正率} \times \text{敷地面積} \\ &= 400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2\end{aligned}$$

●貸家建付地評価額

$$\begin{aligned}&= \text{自用地評価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}) \\ &= 400,000\text{円} \times 1.00 \times 320\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)\end{aligned}$$

したがって正解は、4

問20

下記の相続事例(2022年8月30日相続開始)における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

土地：4,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下、「小規模宅地等の特例」という）適用後：800万円）

建物：1,000万円

現預金：5,500万円

死亡保険金：2,500万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：1,200万円

<親族関係図>



※「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

1. 7,100万円
2. 8,300万円
3. 8,600万円
4. 10,300万円

【答え】

[相続税の課税対象]

●課税対象

- ・現金や有価証券、土地・建物などの亡くなった人の所有していた財産
- ・みなし相続財産(死亡保険金や死亡退職金等)
- ・相続開始前3年以内に贈与された財産
- ・相続時生産課税制度を適用して贈与された財産

●非課税財産

- ・債務、葬式費用等
- ・死亡保険金や死亡退職金のうち「500万円×法定相続人の数」まで非課税となります。

●相続税の課税価格

課税対象となる財産から、非課税財産を引き、相続税の課税価格を求めます。

[本問の場合]

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：4,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下、「小規模宅地等の特例」という）適用後：800万円）

建物：1,000万円

現預金：5,500万円

死亡保険金：2,500万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：1,200万円

●相続税の課税財産

- ・土地(小規模宅地の特例適用後):800万円
 - ・建物:1,000万円
 - ・現預金:5,500万円
 - ・死亡保険金:2,500万円(生命保険等の非課税限度額控除前)
- 合計=9,800万円

●非課税財産

- ・債務、葬式費用:1,200万円
 - ・死亡保険金は「500万円×法定相続人の数」まで非課税となります。
法定相続人は、配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。
本問の法定相続人は3人(配偶者・長女・二女)です。
死亡保険金の非課税枠=「500万円×3人」=1,500万円
- 合計=1,200万円+1,500万円=2,700万円

●相続税の課税価格の合計額

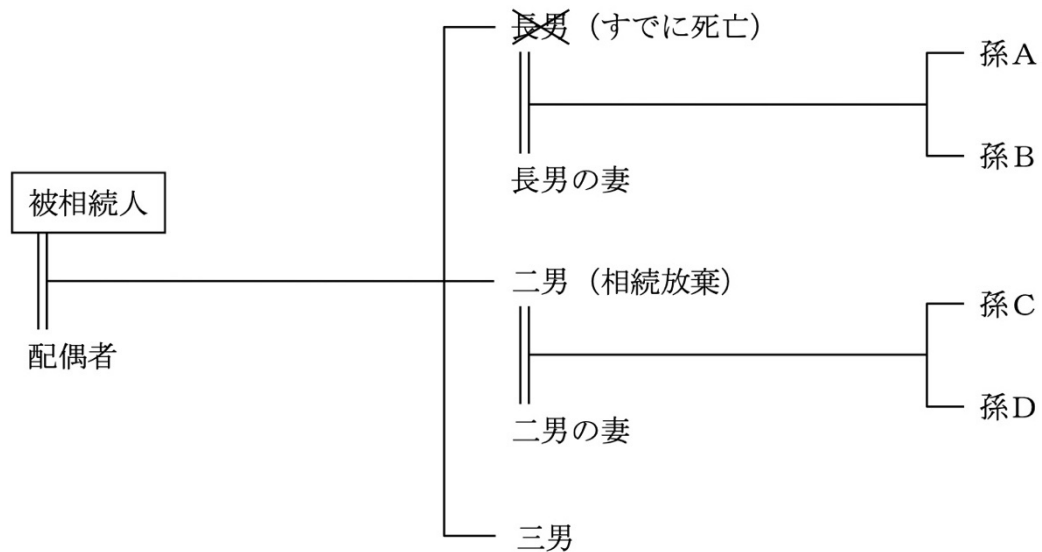
9,800万円-2,700万円=7,100万円

したがって正解は、7,100万円

問21

下記の〈親族関係図〉の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。

〈親族関係図〉



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)。
- ・ 被相続人の孫Cおよび孫Dの各法定相続分は (イ)。
- ・ 被相続人の三男の法定相続分は (ウ)。

〈語群〉

なし	1 / 2	1 / 3	1 / 4	1 / 6
1 / 8	1 / 10	2 / 3	3 / 4	1 / 12

【答え】

〔法定相続人〕

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

●代襲相続（子⇒孫⇒ひ孫⇒……再代襲）

相続人となる人が相続開始時には亡くなっていた場合、または欠格・廃除になっている場合はその人に直系卑属がいれば、その子が代わって相続人となることができます。

- ・代襲相続の相続分は本来の相続分と同じです。
- ・相続放棄した人の子は代襲相続人にはなれません。
- ・兄弟姉妹の場合は被相続人の甥と姪までにしか代襲相続人にはなれません。

〔本問の場合〕

法定相続人は、配偶者・三男・孫A・孫Bです。

※長男は、相続開始時に亡くなっているため、代襲相続により孫A・孫Bが、法定相続人となります。

二男の相続放棄をしています。相続放棄をした者は最初からいなかった者として扱われるため、孫Cさん・孫Dさんは代襲相続となりません。

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1,第2が いない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[本問の法定相続分]

- ・妻:(ア)1/2
- ・三男:(ウ)1/4 ($1/2 \times 1/2$)
- ・孫Aさん・孫Bさん:1/8 ($1/2 \times 1/2 \times 1/2$)
- ・孫Cさん・孫Dさんに法定相続分は(イ)なし

(ア) 1/2

(イ) なし

(ウ) 1/4

【第7問】下記の(問22)~(問24)について解答しなさい。

＜最上家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
最上 高広	本人	1985年11月 9日	会社員
美香	妻	1986年 5月16日	会社員
聖菜	長女	2016年 8月 2日	幼稚園児
太一	長男	2018年 4月21日	

＜最上家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
家族構成／ 年齢	最上 高広	本人	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
	美香	妻	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
	聖菜	長女	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
	太一	長男	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
ライフイベント				住宅ローンの 繰上げ返済	聖菜 小学校入学		太一 小学校入学
			変動率				
収入	給与収入(本人)	1%	418				
	給与収入(妻)	1%	362			(ア)	
	収入合計	—	780	788	795		812
支出	基本生活費	*%	283				
	住居費	—	185	185	185	185	185
	教育費	—			40	40	40
	保険料	—	48	48	60	60	60
	一時的支出	—					
	その他支出	*%	60				
	支出合計	—	606		640		653
年間収支			—	174		157	159
金融資産残高			1%	486	556	(イ)	1,049

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2021年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄または*としている。

問22

最上家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

収入	給与収入（本人）	1 %	4 1 8				
	給与収入（妻）	1 %	3 6 2			(ア)	
	収入合計	—	7 8 0	7 8 8	7 9 5		8 1 2
支出	基本生活費	* %	2 8 3				
	住居費	—	1 8 5	1 8 5	1 8 5	1 8 5	1 8 5
	教育費	—			4 0	4 0	4 0
	保険料	—	4 8	4 8	6 0	6 0	6 0
	一時的支出	—					
	その他支出	* %	6 0				
	支出合計	—	6 0 6		6 4 0		6 5 3
年間収支		—	1 7 4			1 5 7	1 5 9
金融資産残高		1 %	4 8 6	5 5 6	(イ)		1, 0 4 9

(ア)

[1年複利計算式]

元利合計=元金×(1+変動率)ⁿ年数乗

3年後の給与収入=362万円×(1+0.01%)³乗

=372.9...

=373万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、373万円

問23

最上家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

収入	給与収入（本人）	1 %	4 1 8				
	給与収入（妻）	1 %	3 6 2			（ ア ）	
	収入合計	—	7 8 0	7 8 8	7 9 5		8 1 2
支出	基本生活費	* %	2 8 3				
	住居費	—	1 8 5	1 8 5	1 8 5	1 8 5	1 8 5
	教育費	—			4 0	4 0	4 0
	保険料	—	4 8	4 8	6 0	6 0	6 0
	一時的支出	—					
	その他支出	* %	6 0				
	支出合計	—	6 0 6		6 4 0		6 5 3
年間収支		—	1 7 4			1 5 7	1 5 9
金融資産残高		1 %	4 8 6	5 5 6	（ イ ）		1, 0 4 9

本問では、金融資産残高を求めますので、現在の金融資産残高556万円に、変動率1%の増加分を求めます。
さらに2年後の年間収支を加えた金額が、2年後の金融資産残高となります。

[1年複利計算式]

元利合計=元金×(1+変動率)ⁿ年数乗

・2年後の収入合計795万円-支出合計640万円=155万円

・2年後の金融資産残高={556万円×(1+0.01%)¹乗}+155万円=716.56円
(万円未満四捨五入)=717万円

したがって正解は(イ) 717万円

問24

最上さんは、現在居住している自宅の住宅ローン(全期間固定金利、返済期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし)の繰上げ返済を検討しており、FPの山田さんに質問をした。最上さんが住宅ローンを42回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済回数を解答用紙に記入しなさい。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料：最上家の住宅ローンの償還予定表の一部>

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
41	115,592	65,398	50,194	33,397,452
42	115,592	65,496	50,096	33,331,956
43	115,592	65,595	49,997	33,266,361
44	115,592	65,693	49,899	33,200,668
45	115,592	65,791	49,801	33,134,877
46	115,592	65,890	49,702	33,068,987
47	115,592	65,989	49,603	33,002,998
48	115,592	66,088	49,504	32,936,910
49	115,592	66,187	49,405	32,870,723
50	115,592	66,286	49,306	32,804,437
51	115,592	66,386	49,206	32,738,051
52	115,592	66,485	49,107	32,671,566
53	115,592	66,585	49,007	32,604,981
54	115,592	66,685	48,907	32,538,296
55	115,592	66,785	48,807	32,471,511
56	115,592	66,885	48,707	32,404,626
57	115,592	66,986	48,606	32,337,640
58	115,592	67,086	48,506	32,270,554
59	115,592	67,187	48,405	32,203,367
60	115,592	67,287	48,305	32,136,080

【答え】

繰上げ返済すると、次回返済分から順に元金部分に充当されていきます。

＜資料＞から、42 回返済後の残高は 33,331,956 円です。

ここから 100 万円繰上げ返済したとすると、

繰上げ返済後の残高 $33,331,956 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 32,331,956 \text{ 円}$

よって、32,331,956 円以上となっている返済回までは返済を完了できること
になります。

＜資料＞から、32,331,956 円より大きい額で最小の額は、57 回返済後の
32,337,640 です。

つまり、短縮期間は、43～57 回までの 15 回となります。

したがって正解は、15 (回分)

【第8問】下記の(問25)～(問27)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利率1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

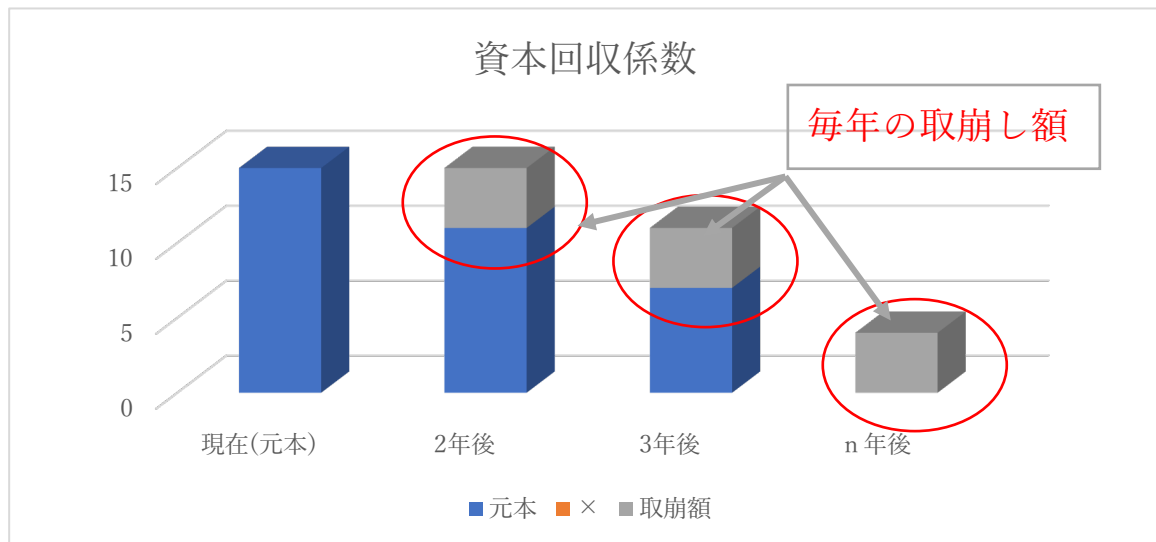
問25

倉田さんは、自宅のリフォーム費用450万円をリフォームローンを利用して返済しようと考えている。今後10年間、年利1.0%で毎年借入応当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

【答え】

資本回収係数

現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の取崩し受取額を求める



[係数早見表]より10年間、年利1.0%の資本回収係数は、0.106です。

$$450\text{万円} \times 0.106 = 477,000\text{円}$$

したがって正解は、477,000 (円)

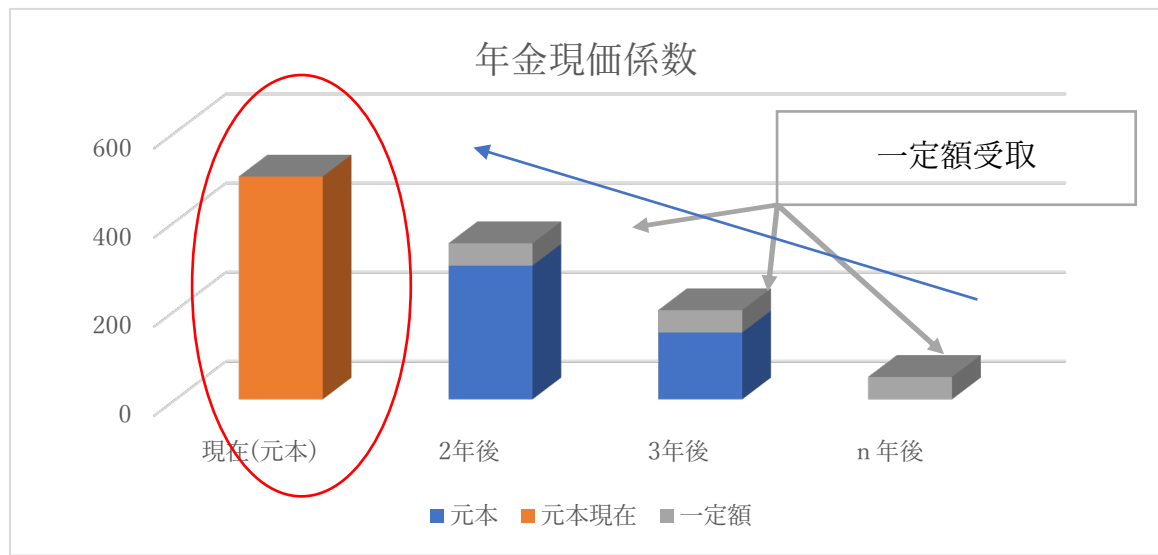
問26

山本さんは、老後の生活資金として、毎年年末に240万円を受け取りたいと考えている。受取期間を25年とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取開始年の初めにいくら資金があればよいか。

【答え】

年金現価係数

一定期間にわたって複利運用し、毎年一定金額を受取るための現在必要な元本を求める係数は、年金現価係数を使用します。



[係数早見表]より25年間、年利1.0%の年金現価係数は、22.023です。

$$2,400,000\text{円} \times 22.023 = 52,855,200\text{円}$$

したがって正解は、52,855,200円

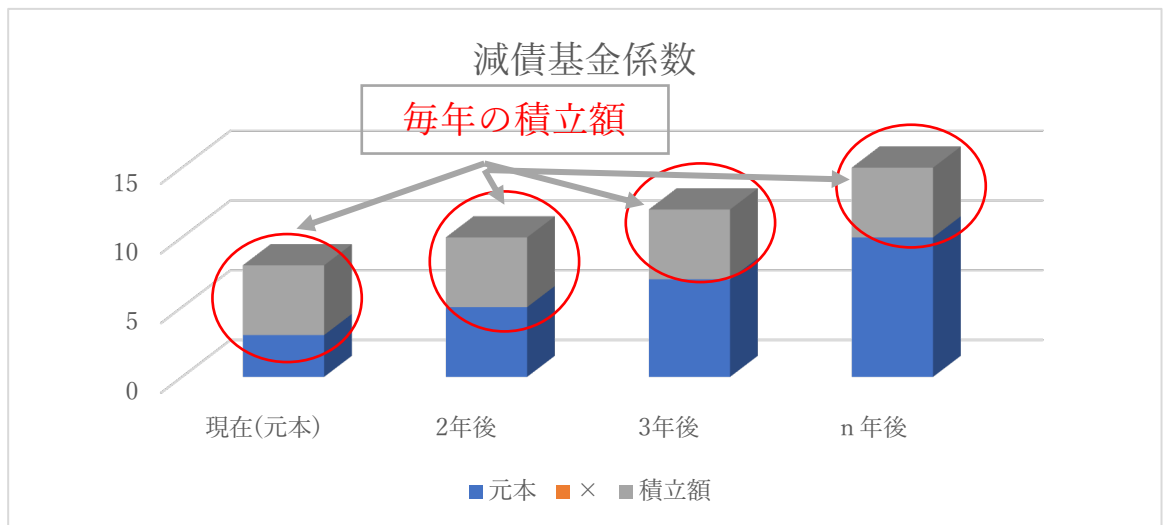
問27

落合さんは、定年後の世界一周旅行の資金として、15年後に800万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

●減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための毎年の積立額求める係数は減債基金係数を使用します。



[係数早見表]より15年間、年利1.0%の減債基金係数は、0.062です。

$$8,000,000\text{円} \times 0.062 = 496,000\text{円}$$

したがって正解は、496,000円

【第9問】下記の(問28)~(問34)について解答しなさい。

<設例>

米田正人さんは、民間企業に勤務する会社員である。正人さんと妻の幸子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある浜松さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2022年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
米田 正人	本人	1988年12月 1日	33歳	会社員(正社員)
幸子	妻	1988年11月14日	33歳	会社員(正社員)
翼	長女	2017年 9月26日	4歳	保育園児

[収入金額(2021年)]

正人さん：給与550万円(手取り額)。給与収入以外の収入はない。

幸子さん：給与450万円(手取り額)。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額10万円(管理費込み)である。

マイホームとして販売価格4,000万円(うち消費税180万円)のマンションを購入する予定である。

[金融資産(時価)]

正人さん名義

銀行預金(普通預金)：150万円

銀行預金(定期預金)：600万円

幸子さん名義

銀行預金(普通預金)： 50万円

銀行預金(定期預金)：500万円

[負債]

正人さんと幸子さんに負債はない。

[保険]

収入保障保険A：年金額15万円。保険契約者(保険料負担者)および被保険者は正人さん、年金受取人は幸子さんである。

団体定期保険B(加入検討中)：保険金額1,000万円。保険加入者(保険料負担者)および被保険者は幸子さんである。

問28

米田さん夫妻は、2022年11月にマンションを購入する予定である。米田さん夫妻が〈設例〉のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地(敷地の共有持分)の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【答え】

土地の売買代金に、消費税はかかりません。

消費税180万円は、建物部分全てにかかりますので、消費税10%を差し引いた建物の代金(税抜)を求めます。

建物の代金(税抜)=180万円×10%=1,800万円

●土地(敷地の共有持分)の価格

販売価格-建物代金(税抜)-消費税=土地(敷地の共有持分)の価格

4,000万円-1,800万円-180万円=2,020万円

したがって正解は、2,020万円

問29

米田さん夫妻はマンション購入に当たり、夫婦での借入れを検討している。夫婦が住宅ローンを借りる場合の主な組み方について、FPの浜松さんがまとめた下表における幸子さんの住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)の適用について、空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、借入方法以外の住宅ローン控除の適用要件はすべて満たしていることとする。

		ペアローン	収入合算	
			連帯債務	連帯保証
借入人等	正人さん	借入人	借入人	借入人
	幸子さん	借入人	連帯債務者	連帯保証人
住宅ローン控除	正人さん	受けられる	受けられる	受けられる
	幸子さん	(ア)	(イ)	(ウ)

1. (ア) 受けられない (イ) 受けられない (ウ) 受けられる
2. (ア) 受けられない (イ) 受けられる (ウ) 受けられない
3. (ア) 受けられる (イ) 受けられない (ウ) 受けられる
4. (ア) 受けられる (イ) 受けられる (ウ) 受けられない

【答え】

(ア) 受けられる

ペアローンとは、同一物件に対して複数人がそれぞれ住宅ローン契約を行い、お互いに連帯保証人になる借り入れ方法です。

共働き夫婦でそれぞれに安定した収入がある場合、2人の収入を合算した金額をもとに住宅ローンを組むことができ、申告する収入額を増やす事ができるので、借入額を増やすことが期待できます。

また、ペアローンのメリットには節税効果が期待でき、夫婦それぞれ住宅ローンを組むペアローン契約は、住宅ローン控除も夫婦で受けることができ、返済する口座の引落しも夫婦それぞれの名義で契約することができます。

ペアローンは、**2人とも住宅ローン控除の適用を受けられます。**

(イ) 受けられる

1つの住宅ローンに対して夫婦それぞれが支払い債務を負うため、2人とも住宅ローン控除の適用を**受けられます。**

(ウ) 受けられない

連帯保証人は住宅ローンの返済義務がないため、住宅ローン控除を**受けられません。**

したがって正解は、4

問30

正人さんは、公募投資信託やETF(上場投資信託)、J-REIT(上場不動産投資信託)の購入を検討しており、一般NISA(少額投資非課税制度)についてFPの浜松さんに質問をした。浜松さんが金融商品等について説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
一般NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	(ア)	対象になる
金融商品取引所への上場・非上場	非上場	(イ)	上場	上場
指値注文	(ウ)	できない	できる	できる

1. (ア) 対象になる (イ) 上場 (ウ) できる
2. (ア) 対象になる (イ) 非上場 (ウ) できない
3. (ア) 対象にならない (イ) 上場 (ウ) できない
4. (ア) 対象にならない (イ) 非上場 (ウ) できる

【答え】

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニア NISA
対象者	日本在住で満18歳以上		日本在住で 0歳～19歳
金融機関の変更	可能(1年ごとに変更可能)		不可
取引主体者	口座名義人(本人)		原則、親権者等
非課税投資枠	年間120万円	年間40万円	年間80万円
非課税期間	最長5年	最長20年	最長5年
投資可能期間	2023年まで	2042年まで	2023年まで
対象商品	上場株式・株式投資信託・J-REIT・ETF等	一定要件を備えた投資信託等	上場株式・株式投資信託・J-REIT・ETF等
ロールオーバー	可能	不可	可能
払い出し制限	制限なし	制限なし	原則18歳まで払出不可

(ア) 対象になる

一般NISAの対象商品は、上場株式・株式投資信託・J-REIT・ETF等です。
ETFも投資対象になります。

(イ) 非上場

公社債投資信託や株式投資信託は、上場していません。(非上場)

(ウ) できない

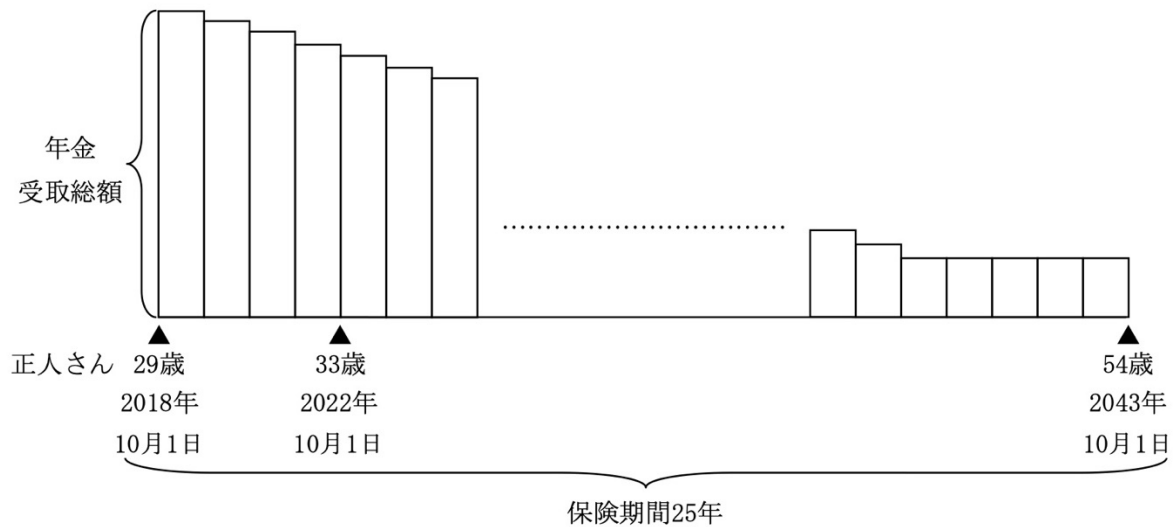
公社債投資信託や株式投資信託は、上場していませんので、指値注文はできません。(指値注文は、価格を指定して注文を出すことです)

したがって正解は、2

問31

正人さんは、契約中の収入保障保険Aの保障額について、FPの浜松さんに質問をした。浜松さんが説明の際に使用した下記<イメージ図>を基に、2022年10月1日に正人さんが死亡した場合に支払われる年金総額として、正しいものはどれか。なお、年金は毎月受け取るものとする。

<イメージ図>



1. 5,400万円
2. 4,500万円
3. 3,780万円
4. 900万円

【答え】

[収入保障保険 A]

- ・被保険者が高度障害・死亡した場合に保険金が遺族へ年金形式で毎月(毎年)受け取れる定期保険
- ・被保険者の死亡時から満期までの期間に応じて保険金が支払われます。
- ・保険金額が経過年数とともに逓減していく(長く生きるほど保険金額が減る)
- ・保険金は年金受取と一時金受取は選択できるが受取総額は年金受取が一時金受取を上回ります。
- ・一般的に保険料は、定期保険より安いです。

[本問の場合]

[保険]

収入保障保険A：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は正人さん、年金受取人は幸子さんである。

団体定期保険B（加入検討中）：保険金額1,000万円。保険加入者（保険料負担者）および被保険者は幸子さんである。

- ・2022年10月1日に死亡した場合、契約満了となる2043年(54歳)までの残り期間21年間(2043年-2022年)にわたり、月額15万円が支給されます。

収入保障保険Aの支払い年金総額=月額15万円×12月×21年
=3,780万円

したがって正解は、3

問32

正人さんは、2022年8月から病気(私傷病)療養のため休業したことから、健康保険から支給される傷病手当金についてFPの浜松さんに相談をした。正人さんの休業に関する状況は下記<資料>のとおりである。<資料>に基づき、正人さんに支給される傷病手当金に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、正人さんは、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者である。また、記載のない条件については一切考慮しないこと。

[正人さんの8月の出勤状況]

5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)	10日 (水)	11日 (木)	12日 (金)	13日 (土)
休業	休業	出勤	休業	出勤	休業	休業	休業	休業

▲
休業開始日

※上記の休業した日については、労務不能と認められている。

- ・ 正人さんへの傷病手当金は、(ア) より支給が開始される。
- ・ 正人さんへ支給される1日当たりの傷病手当金の額は、次の算式で計算される。
[支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額] ÷ 30日 × (イ)
- ・ 傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して、最長で (ウ) である。

<語群>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 8月10日 | 2. 8月11日 | 3. 8月13日 |
| 4. 1/2 | 5. 2/3 | 6. 3/4 |
| 7. 1年間 | 8. 1年6ヵ月 | 9. 2年間 |

【答え】

(ア) 3. 8月13日

傷病手当金とは、被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、4日目から最長1年6ヶ月間支給されます。

よって、10日・12日・13日と3日連続で休んでいるので、4日目である13日(土)から支給が開始されます。

(イ) 5. $\frac{2}{3}$

傷病手当金の額は、1日当たり、標準報酬日額× $\frac{2}{3}$ となります。

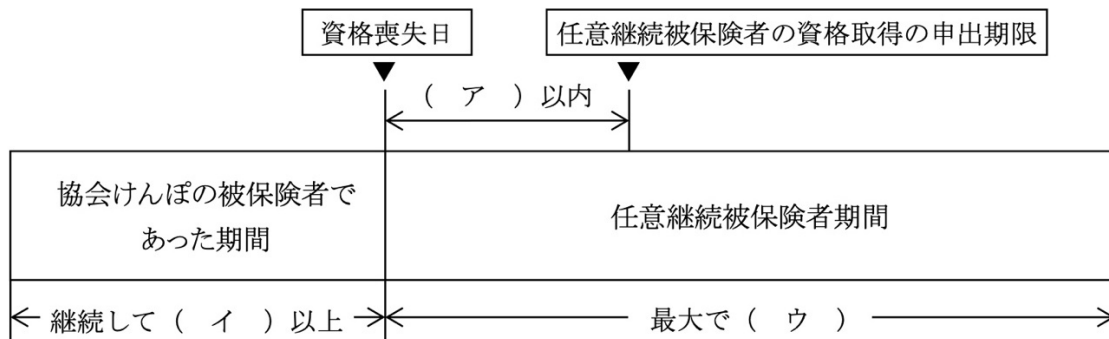
(ウ) 8. 1年6ヶ月

傷病手当金とは、被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、4日目から最長1年6ヶ月間支給されます

問33

正人さんの兄の純也さん(38歳)は、これまで15年間勤務してきた会社を退職し、自営業者として飲食店を開業することを考えている。純也さんは現在、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という)の被保険者だが退職後の公的医療保険については、健康保険の任意継続被保険者になることを検討している。協会けんぽにおける任意継続被保険者に関する下図の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<任意継続被保険者の資格取得要件や加入できる期間等>



<語群>

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1. 10日 | 2. 14日 | 3. 20日 |
| 4. 1ヵ月 | 5. 2ヵ月 | 6. 6ヵ月 |
| 7. 1年間 | 8. 2年間 | 9. 4年間 |

【答え】

●任意継続被保険者

退職後の医療保険制度の一つです。退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が(イ)2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から(ア)20日以内に手続きをすれば、引き続き(ウ)2年間健康保険の被保険者になれます。

(保険料は全額自己負担)。

(ア) 3. 20日

(イ) 5. 2ヶ月

(ウ) 8. 2年間

問34

正人さんの弟の秀和さん(30歳)は自営業者としてコンサルティング業を営んでおり、老後に備えた資産運用として個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入を検討している。個人型確定拠出年金に関する次の(ア)~(エ)の記述について適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)加入者が支払った掛金は、その全額が社会保険料控除として、所得控除の対象となる。

(イ)国民年金の第1号被保険者が個人型確定拠出年金と国民年金基金に加入している場合の掛金は、両方を合算して月額68,000円が限度となる。

(ウ)老齢給付金を60歳から受給するためには、60歳に達した時点で通算加入者等期間が15年以上なければならない。

(エ)一時金として受け取った老齢給付金は、退職所得となり、退職所得控除額の適用を受けることができる。

【答え】

(ア) 不適切

加入者が支払った個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除として、所得控除の対象となります。

(イ) 適切

国民年金第1号被保険者の掛金限度額は、個人型確定拠出年金(iDeCo)と国民年金基金を合算して、月額68,000円です。

(ウ) 不適切

個人型確定拠出年金(iDeCo)の老齢給付を60歳から受給するためには、通算加入者等期間が10年以上なくてはなりません。

また、60歳～75歳までに受給を開始しなければなりません。

(エ) 適切

個人型確定拠出年金(iDeCo)を

一時金で受け取る場合、退職所得控除が適用されます。

年金で受け取る場合、公的年金等控除が適用されます。

【第10問】下記の(問35)～(問40)について解答しなさい。

＜設例＞

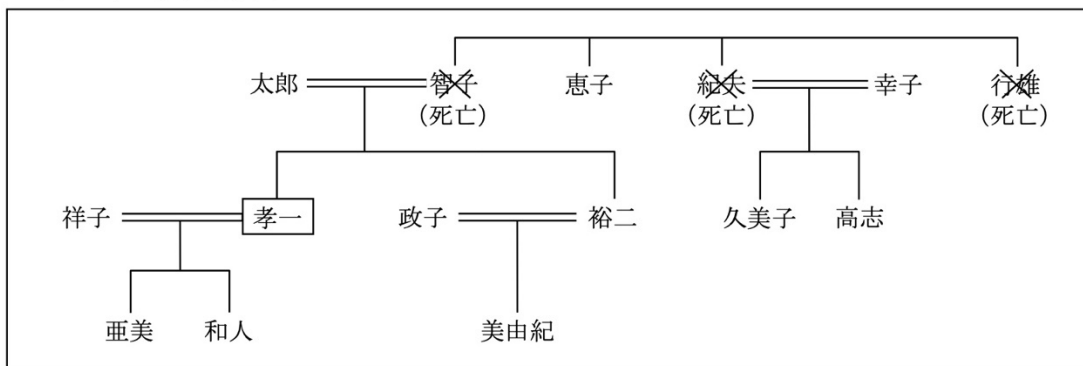
物品販売業（松尾商店）を営む自営業者（青色申告者）の松尾孝一さんは、今後の生活や事業などに関して、FPで税理士でもある沼田さんに相談をした。なお、下記のデータは2022年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
松尾 孝一	本人	1966年 7月21日	56歳	自営業
祥子	妻	1968年10月11日	53歳	パートタイマー（注1）
亜美	長女	2000年 6月21日	22歳	大学生
和人	長男	2004年12月22日	17歳	高校生

注1：祥子さんは株式会社PW工業に勤務している。

II. 松尾家の親族関係図



注2：智子さんと紀夫さんは数年前に、行雄さんは2022年8月に死亡している。

III. 松尾家（孝一さんと祥子さん）の財産の状況

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	孝一	祥子
金融資産		
現金および預貯金	2,850	360
投資信託	220	
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
事業用資産（不動産以外）（注3）		
商品・備品等	420	
不動産		
土地（店舗兼自宅の敷地）	2,300	
建物（店舗兼自宅の家屋）	3,680	
その他（動産等）	200	100

注3：記載以外の事業用資産については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：380万円（債務者は孝一さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：3,820万円（債務者は孝一さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	孝一	孝一	様子	1,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	孝一	孝一	様子	200 2,000	120 —
終身保険C	孝一	孝一	様子	400	280
終身保険D	孝一	様子	孝一	200	180
終身保険E	様子	孝一	様子	300	150

注4：解約返戻金相当額は、現時点（2022年9月1日）で解約した場合の金額である。

注5：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額400万円の災害割増特約が付保されている。

注6：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注7：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの沼田さんは、まず現時点(2022年9月1日時点)における松尾家(孝一さんと祥子さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

＜松尾家(孝一さんと祥子さん)のバランスシート＞ (単位:万円)

＜松尾家（孝一さんと祥子さん）のバランスシート＞		(単位：万円)	
[資産] 金融資産 現金および預貯金 投資信託 生命保険（解約返戻金相当額） 事業用資産（不動産以外） 商品・備品等 不動産 土地（店舗兼自宅の敷地） 建物（店舗兼自宅の家屋） その他（動産等）		[負債] 住宅ローン 事業用借入	××× ×××
	×××		
	×××		
	×××		
	×××	負債合計	×××
	×××		
	×××		
	×××		
	×××	[純資産] (ア)	
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

[純資産の計算式]

総資産-総負債=純資産

〈資産〉

・金融資産

2,850 万円 + 220 万円 + 360 万円 = 3,430 万円

・生命保険(解約返戻金相当額)

120 万円 + 280 万円 + 180 万円 + 150 万円 = 520 万円

・事業用資産(不動産以外)

420 万円

・不動産

2,300 万円 + 3,680 万円 = 5,980 円

その他

200 万円 + 100 万円 = 300 万円

総資産額 10,860 万円

〈負債〉

・住宅ローン : 380 万円

・事業用借入 : 3,820 万円

総負債額 : 4,200 万円

純資産額 = 10,860 万円 - 4,200 万円 = 6,660 万円

したがって正解は、6,660 (万円)

問36

孝一さんは、現在加入している生命保険で十分な保障を得られているか不安を持っている。そこで、自分が交通事故等の不慮の事故で死亡したときに支払われる死亡保険金で負債を全額返済した場合、現金および預貯金がいくら残るのかについて、FPの沼田さんに試算してもらうことにした。この試算に関する沼田さんの次の説明の空欄(ア)に入る金額として、正しいものはどれか。なお、保有している投資信託は含めずに計算すること。

「現時点（2022年9月1日時点）で孝一さんが交通事故等の不慮の事故で死亡した場合、孝一さんの死亡により支払われる死亡保険金と松尾家（孝一さんと祥子さん）が保有する現金および預貯金の合計額から、返済すべき負債の全額を差し引いた金額は（ア）になります。」

1. 3,290万円
2. 3,310万円
3. 3,690万円
4. 3,890万円

【答え】

●死亡保険金

定期保険A:1,000万円

定期保険特約付終身保険B:200万円+2,000万円

終身保険C:400万円

(終身保険Cは、主契約とは別に保険金額400万円の災害割増特約が付保されています。)

終身保険E:300万円

合計=4,300万円

●現金および預貯金

2,850万円+360万円=3,210万円

●負債

住宅ローンに団体信用生命保険が付帯しているため、孝一さんが死亡した場合、保険金で完済されるため、住宅ローンは残りません。

よって、負債は、事業用借入の3,820万円のみです。

[純資産]

4,300万円+3,210万円-3,820万円=3,690万円

したがって正解は、3

問37

孝一さんの父である太郎さんが保有する土地Aおよび土地Bの明細は、下記〈資料〉のとおりである。仮に孝一さんが土地Aおよび土地Bを相続により取得した場合、小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例(小規模宅地等の特例)の適用対象となる面積の上限として、最も適切なものはどれか。なお、太郎さんは、土地Aおよび土地B以外に土地(借地権等を含む)は保有していない。

〈資料〉

土地A

面積：220m²

用途：太郎さんの自宅の敷地（自宅家屋も太郎さんが所有）。なお、同居者はいない。

取得後の予定：相続税の申告後に売却する予定。

土地B

面積：300m²

用途：賃貸アパートの敷地（アパート（建物）も太郎さんが所有）

取得後の予定：賃貸アパート経営を継続する予定

土地A 220m ²	土地B 300m ²
--------------------------	--------------------------

1. ゼロ(適用なし)
2. 200m²
3. 300m²
4. 420m²

【答え】

[本問の場合]

●土地A

特定居住用宅地は、相続が開始される直前まで亡くなった人やその人と生計をともにしていた親族が居住用に使っていた宅地です。

配偶者の場合	・要件は特にありません。
同居親族の場合	・申告期限までその土地を持ち続けること ・申告期限まで家屋に住んでいること
別居親族の場合	・申告期限までその土地を持ち続けること。 ・3年以内に日本国内にある自分または自分の配偶者の持ち家に住んでいなかった場合に限る ・持ち家を持っていてもその家に住んでいなかった場合は問題ない ・3年以内に3親等以内の親族の家、特別な関係の法人の持つ家に住んでいない ・相続開始時に住んでいる家を過去所有したことがない

孝一さんは取得者の上記の要件に該当しません。

よって、土地Aは特定居住用宅地等に該当しません。

●土地B

貸付事業用宅地は、相続開始の直前において、被相続人や同一生計の親族が貸付事業のために使用していた宅地等のことです。

本問の土地Bは、賃貸アパートは貸付事業用宅地に該当します。

よって、土地Bは小規模宅地の特例の適用を受けることができます。

小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

貸付事業用宅地の限度面積は200㎡です。

A土地は適用外・B土地は適用対象となる面積は200㎡

したがって正解は、2

問38

孝一さんの弟である裕二さん(53歳)は、父の太郎さん(85歳)と叔母の恵子さん(78歳)から下記<資料>の贈与を受けた。裕二さんの2022年分の贈与税額を計算しなさい。なお、太郎さんからの贈与については、2021年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[2021年中の贈与]

- ・ 太郎さんから贈与を受けた金銭の額：1,800万円

[2022年中の贈与]

- ・ 太郎さんから贈与を受けた金銭の額：1,500万円
- ・ 恵子さんから贈与を受けた金銭の額：500万円

※2021年中および2022年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金の贈与ではない。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

【答え】

『相続時精算課税制度』

生前贈与を受けるときに、贈与時に贈与税を支払い、将来相続時に生前受けた贈与財産と相続財産を計算し、贈与税を相続税から控除し精算することで贈与税・相続税を納税することができる制度です。

・受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。
両親からそれぞれ2,500万円までの贈与がある場合はその時点では贈与税はかかりません。

・同じ贈与者から相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額2,500万円を控除した金額に一律20%乗じて計算されます。

[父からの贈与に係る贈与税]

本問では、2021年から相続時精算課税制度の適用を受けています。
2021年1,800万円の贈与を受けているため、2022年の1,500万円の贈与のうち2,500万円-1,800万円=700万円は非課税となります。
残りの800万円に20%が贈与税が課されます。
 $800\text{万円} \times 20\% = 160\text{万円}$

[叔母からの贈与に係る贈与税]

●叔母からの贈与額は、500万円は一般贈与財産となります。
暦年課税の贈与税の基礎控除110万円です。
叔母は直系尊属ではないので、(ロ)の速算表を使用します。
 $(500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円}$

2022年分の贈与税額=160万円+53万円=2,130,000円

したがって正解は、2,130,000円

問39

孝一さんは国民年金の第1号被保険者であり、20歳から6年間、国民年金保険料の未納期間がある。このため、今後60歳になるまで国民年金保険料を納付し続けても老齢基礎年金は満額に達しないので、FPの沼田さんに年金額を増やす方法について相談をした。孝一さんの老齢年金に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

〈沼田さんの説明〉

「孝一さんが老齢年金の額を増やすには、まず60歳から(ア)歳になるまでの間、国民年金に任意加入し、保険料を納付する方法が考えられます。また、国民年金保険料に加えて付加保険料を納付すると、付加年金を受給することができます。付加年金の受給額は、(イ)円に付加保険料を納付した月数を乗じた額となります。さらに孝一さんが66歳に達した日以降、老齢年金の支給繰下げの申し出をすると、年金額を増やして受給することができます。支給繰下げを申し出た場合の年金額の増額率は、(ウ)%に繰り下げた月数を乗じた率となります。」

- 1.(ア)65 (イ)200 (ウ)0.7
- 2.(ア)65 (イ)400 (ウ)0.5
- 3.(ア)66 (イ)200 (ウ)0.5
- 4.(ア)66 (イ)400 (ウ)0.7

【答え】

(ア) 65

60 歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40 年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60 歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。

[加入条件]

- ・日本国内に住所を有する(ア)60 歳以上 65 歳未満
- ・老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない
- ・20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月(40 年)未満の方
- ・厚生年金保険、共済組合等に参加していない
- ・日本国籍を有しない人で、在留資格が「特定活動(医療滞在または医療滞在者の付添人)」や「特定活動(観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者)」で滞在する方ではない

(イ) 200

付加年金は、第1号被保険者の任意制度で月額保険料400円を国民保険料に上乗せし納付し、『(イ)200円×納付済み期間』が老齢基礎年金に加算されます。したがって繰り上げ、繰り下げの額に反映します。

(ウ) 0.7

年金の繰下げをした場合、年金額が1ヶ月あたり(ウ)0.7%増額されます。

したがって正解は、1

問40

祥子さんは今の職場で長く働きたいと考えており、雇用保険制度について、FPの沼田さんに質問をした。沼田さんの次の説明について、空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

「パートタイマーとして働いている人も、1週間の所定労働時間が（ ア ）以上で、継続して31日以上雇用される見込みがある人は、雇用保険に加入しなければなりません。

雇用保険の加入年齢に上限はなく、（ イ ）未満の人は一般被保険者とされ、（ イ ）以上の人は高年齢被保険者とされます。

被保険者が失業した場合に支給される求職者給付も、離職したときの年齢により内容が異なります。（ イ ）に達する前に離職した一般被保険者には、離職理由や雇用保険の加入期間により原則として90日～330日にわたる基本手当が支給され、（ イ ）以後に離職した高年齢被保険者には基本手当の30日分または50日分の（ ウ ）が一時金で支給されます。」

<語群>

- | | | |
|--------------|-----------------|---------|
| 1. 8時間 | 2. 20時間 | 3. 30時間 |
| 4. 60歳 | 5. 65歳 | 6. 70歳 |
| 7. 高年齢求職者給付金 | 8. 高年齢雇用継続基本給付金 | |
| 9. 高年齢再就職給付金 | | |

【答え】

(ア) 2. 20時間

雇用保険の加入条件

- ・勤続開始から最低31日以上働く見込みがあること
- ・1週間あたり20時間以上働いていること
- ・学生でないこと(例外あり)

(イ) 5. 65 歳

雇用保険の被保険者は、65歳未満の一般被保険者と、65歳以上の高年齢被保険者に分かります。

(ウ) 7. 高年齢求職者給付金

高年齢被保険者の失業手当は、90 日～330 日分を 28 日分ずつ支給されますが、高年齢求職者給付金は一時金として一括で支払われます。

被保険者期間が 1 年未満であった場合は 30 日分を、1 年以上であった場合は 50 日分を、一括で受け取ることができます